

青木地区産業廃棄物最終処分場 反対趣意書

私たちが住む青木地区は、開拓者が築いた農業の盛んな地域であり、特に酪農は全国でも有数の規模を誇っております。また雑木林が多く環境が良いため、都会からの定住者が増加し、企業及びエコ研修所等も進出してあります。

農家、非農家、企業等との協働による新しい地域づくりが始まったところであります。

そこに突如、巨大産廃処分場の新たな設置が表明され、将来に向けて『住んでて良かった里づくり』を根底から崩しかねない事態となってしまいました。

また、周辺地域の環境汚染、農畜産物への風評被害、地下水汚染の下流域への影響など計り知れません。

くわえて、産廃業者にとって進出しやすい条件の地域であり、これを許すと、今後も計画が続出するものと予測されるため、地域ぐるみで断固設置反対をいたします。

地元住民の方々はもとより、周辺住民並びに関係機関の皆様の絶大なるご協力をいただきますようお願いするとともに、私どもの反対の決意をここに宣言するものです。

計画の概要

- | | |
|---------|--|
| 1. 敷地面積 | 28 万平方メートル(28ha) |
| 2. 埋立容積 | 540 万立方メートル(戸田調整池の5.3倍、東京ドーム5個分) |
| 3. 埋立内容 | 安定5品目(廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶器くず、がれき類) |
| 4. 埋立計画 | 樹木伐採後、10年間砂利採取、13年目より100年間埋立 |

1. 地域特性からの設置反対

- (1) 明治以降の開拓の歴史的資源の残る地域での産廃施設設置に反対する。
- (2) 農家、非農家、企業等が混在し、地域づくりのモデルとなりえる地域への産廃施設設置に反対する。

2. 地域現状からの設置反対

- (1) 那須塩原市は、計画を含め 150ヶ所を超える産廃処理場が立地し、特に青木地区を含む高林地域には、最終処分場、中間処理場の大部分が集中し、いまや北関東一のゴミ溜めになっている。
青木地区はゴミ問題に対し、十分義務と責務を果たしている。今、これ以上新たな産廃施設を設置することに反対する。

3. 広域地区への義務のため設置反対

- (1) 地下水汚染は産廃施設周辺だけでなく、地下水下流域への影響が重大です。地下水
上流地域の義務として、地下水流域地区の安全確保のため産廃施設設置に反対する。
- (2) 那須疏水が地域内を貫流し、農村環境の保全形成に重要な位置づけをされている。
このような重要施設に隣接する場所に産廃施設を設置することに反対する。

4. 将来への不安が解消されないため設置反対

- (1) 地下水下流域への水質汚染による、飲料水、農業用水、河川への影響
- (2) ゴミ、ホコリの飛散、空気汚染による住民、農畜産物への被害
- (3) 風評被害による、観光客離れ、農畜産物の消費者離れ
- (4) 産廃搬入に伴う交通の問題、特に学童通学路の安全確保
- (5) 安定5品目は、安心5品目ではない(完全なチェック誰が、どのような責任で)
- (6) 素掘工法で設置され産廃が埋められる。安定5品目以外が混入した場合汚染発生
- (7) 計画が長期化するため、企業責任の担保が取れない
- (8) 交通条件、地質条件は良好なため、今後とも産廃施設設置が続く
- (9) 未来の子供たちに、負の遺産が残る

将来への不安が解決されるとは考えられないため産廃施設設置反対!!

青木地区産業廃棄物対策委員会
青木自治会
那須塩原市自治会区長会連絡協議会

委員長 真嶋 雄二
会長 阿久津 実
会長 松本 勇

だから、 私たちは反対する

巨大ゴミ捨て場に反対

水が汚染されるから反対

生活が脅かされるから反対

農畜産物・観光に影響するから反対

未来の子供達に負の遺産が残るから反対

青木地区産業廃棄物対策委員会
青木自治会
那須塩原市自治会区長会連絡協議会

青木地区産業廃棄物最終処分場 反対趣意書

私たちが住む青木地区は、開拓者が築いた農業の盛んな地域であり、特に酪農は全国でも有数の規模を誇っております。また雑木林が多く環境が良いため、都会からの定住者が増加し、企業及びエコ研修所等も進出しております。

農家、非農家、企業等との協働による新しい地域づくりが始まったところであります。

そこに突如、巨大産廃処分場の新たな設置が表明され、将来に向けて『住んで良かった里づくり』を根底から崩しかねない事態となってしまいました。

また、周辺地域の環境汚染、農畜産物への風評被害、地下水汚染の下流域への影響など計り知れません。

くわえて、産廃業者にとって進出しやすい条件の地域であり、これを許すと、今後も計画が続出するものと予測されるため、地域ぐるみで断固設置反対をいたします。

地元住民の方々をはじめ、周辺住民並びに関係機関の皆様の絶大なるご協力をいただきますようお願いするとともに、私どもの反対の決意をここに宣言するものです。

計画の概要

- | | |
|---------|--|
| 1. 敷地面積 | 28 万平方メートル(28ha) |
| 2. 埋立容積 | 540 万立方メートル(戸田調整池の5.3倍、東京ドーム5個分) |
| 3. 埋立内容 | 安定5品目(廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶器くず、がれき類) |
| 4. 埋立計画 | 樹木伐採後、10年間砂利採取、13年目より100年間埋立 |

1. 地域特性からの設置反対

- (1) 明治以降の開拓の歴史的資源の残る地域での産廃施設設置に反対する。
- (2) 農家、非農家、企業等が混在し、地域づくりのモデルとなりえる地域への産廃施設設置に反対する。

2. 地域現状からの設置反対

- (1) 那須塩原市は、計画を含め 150ヶ所を超える産廃処理場が立地し、特に青木地区を含む高林地域には、最終処分場、中間処理場の大部分が集中し、いまや北関東一のゴミ溜めになっている。
青木地区はゴミ問題に対し、十分義務と責務を果たしている。今、これ以上新たな産廃施設を設置することに反対する。

3. 広域地区への義務のため設置反対

- (1) 地下水汚染は産廃施設周辺だけでなく、地下水下流域への影響が重大です。地下水
上流地域の義務として、地下水流域地区の安全確保のため産廃施設設置に反対する。
- (2) 那須疏水が地域内を貫流し、農村環境の保全形成に重要な位置づけをされている。
このような重要施設に隣接する場所に産廃施設を設置することに反対する。

4. 将来への不安が解消されないため設置反対

- (1) 地下水下流域への水質汚染による、飲料水、農業用水、河川への影響
- (2) ゴミ、ホコリの飛散、空気汚染による住民、農畜産物への被害
- (3) 風評被害による、観光客離れ、農畜産物の消費者離れ
- (4) 産廃搬入に伴う交通の問題、特に学童通学路の安全確保
- (5) 安定5品目は、安心5品目ではない(完全なチェック誰が、どのような責任で)
- (6) 素掘工法で設置され産廃が埋められる。安定5品目以外が混入した場合汚染発生
- (7) 計画が長期化するため、企業責任の担保が取れない
- (8) 交通条件、地質条件は良好なため、今後とも産廃施設設置が続く
- (9) 未来の子供たちに、負の遺産が残る

将来への不安が解決されるとは考えられないため産廃施設設置反対!!